

## V 予 防 行 政

### 1. 防火管理制度

#### (1) 防火対象物と防火管理者

平成24年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、32,818件である。

(資料第40表参照)

また、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は、次のとおりである。

防火管理者を養成するための講習は、各消防本部が実施している。

#### 防 火 対 象 物 と 防 火 管 理 者

平成24年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管理者 選任対象物	選 任 率	消防計画作成 済防火対象物	作 成 率
1-イ	劇 場 等	27	24	88.9%	24	88.9%
1-ロ	集 会 場 等	1,088	647	59.5%	591	54.3%
2-イ	キ ャ バ レ ー 等					
2-ロ	遊 技 場 等	65	51	78.5%	47	72.3%
2-ハ	性風俗関連特殊営業等					
2-ニ	カラオケボックス等	21	20	95.2%	19	90.5%
3-イ	待 合 ・ 料 理 店 等	8	5	62.5%	5	62.5%
3-ロ	飲 食 店	640	351	54.8%	313	48.9%
4	百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	961	565	58.8%	507	52.8%
5-イ	旅 館 ・ ホ テ ル	450	430	95.6%	421	93.6%
5-ロ	共 同 住 宅 等	1,296	726	56.0%	608	46.9%
6-イ	病 院 等	197	140	71.1%	125	63.5%
6-ロ	社 会 福 祉 施 設 等	269	230	85.5%	221	82.2%
6-ハ	老 人 デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等	362	328	90.6%	319	88.1%
6-ニ	幼 稚 園 等	161	158	98.1%	154	95.7%
7	学 校	433	406	93.8%	391	90.3%
8	図 書 館 等	47	37	78.7%	35	74.5%
9-イ	蒸 気 浴 場	6	6	100.0%	6	100.0%
9-ロ	他 の 公 衆 浴 場	38	28	73.7%	22	57.9%
10	停 車 場	6	5	83.3%	5	83.3%
11	神 社 ・ 寺 院	223	142	63.7%	119	53.4%
12-イ	工 場 ・ 作 業 場	317	213	67.2%	193	60.9%
12-ロ	ス タ ジ オ					
13-イ	駐 車 場	1		0.0%		0.0%
13-ロ	格 納 庫					
14	倉 庫	31	25	80.6%	22	71.0%
15	事 務 所 等	751	521	69.4%	465	61.9%
16-イ	特 定 複 合 用 途 施 設	1,483	967	65.2%	835	56.3%
16-ロ	一 般 複 合 用 途 施 設	273	188	68.9%	162	59.3%
16/2	地 下 街					
16/3	準 地 下 街					
17	文 化 財 建 造 物	51	45	88.2%	42	82.4%
18	ア ー ケ ー ド					
	計	9,205	6,258	68.0%	5,651	61.4%

#### 防 火 管 理 者 講 習 受 講 者 数

	2 2 年 度	2 3 年 度
消 防 本 部	6 7 0 人	7 5 3 人

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。平成24年4月1日現在、特定防火対象物の消防設備設置状況は、次のとおりである。

特定防火対象物の消防設備設置状況

平成24年4月1日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数
1-イ 劇場等	33	32		3	3		23	23	
1-ロ 集会場等	391	373	10	10	9		65	62	3
2-イ キャバレー等	4	4							
2-ロ 遊技場等	63	63		4	4		21	21	
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	1		1				1		1
2-ニ カラオケボックス等	17	17					2	2	
3-イ 待合・料理店等	8	7	1				2	1	1
3-ロ 飲食店	307	291	12	3	3		13	10	3
4 百貨店・マーケット	826	799	22	70	68	1	132	120	11
5-イ 旅館・ホテル	571	559	6	14	14		293	277	3
6-イ 病院等	326	322	1	68	66	1	57	56	
6-ロ 社会福祉施設等	358	355	2	283	281	1	33	33	
6-ハ 老人デイサービスセンター等	431	429	2	14	14		47	43	3
6-ニ 幼稚園等	257	255	1	2	2		22	22	
9-イ 蒸気浴場	6	6					6	6	
16-イ 特定複合用途施設	1,784	1,423	105	87	84	1	217	191	9
計	5,383	4,935	163	558	548	4	934	867	34

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。平成24年4月1日現在、防災防火対象物の防災物品使用状況は、次のとおりである。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成24年4月1日現在

	対象施設数	カーテン・どん帳		じゅうたん		合板等		未使用		
		防災使用	使用率	防災使用	使用率	防災使用	使用率	カーテン	じゅうたん	合板
1-イ 劇場等	39	28	71.8%	23	59.0%	2	5.1%	9	14	35
1-ロ 集会場等	998	648	64.9%	461	46.2%	39	3.9%	269	461	913
2-イ キャバレー等										
2-ロ 遊技場等	82	37	45.1%	29	35.4%	1	1.2%	38	42	80
2-ハ 性風俗関連特殊営業等										
2-ニ カラオケボックス等	22	9	40.9%	11	50.0%	1	4.5%	12	10	21
3-イ 待合・料理店等	39	4	10.3%	3	7.7%		0.0%	33	36	39
3-ロ 飲食店	645	312	48.4%	196	30.4%	19	2.9%	288	388	594
4 百貨店・マーケット	1,276	550	43.1%	321	25.2%	34	2.7%	653	855	1,144
5-イ 旅館・ホテル	628	526	83.8%	470	74.8%	8	1.3%	55	122	610
6-イ 病院等	577	422	73.1%	313	54.2%	13	2.3%	108	236	543
6-ロ 社会福祉施設等	361	266	73.7%	212	58.7%	12	3.3%	53	120	327
6-ハ 老人デイサービスセンター等	566	365	64.5%	270	47.7%	31	5.5%	137	237	511
6-ニ 幼稚園等	294	221	75.2%	119	40.5%	11	3.7%	24	139	270
9-イ 蒸気浴場	8	5	62.5%	4	50.0%	1	12.5%	2	3	7
12-ロ スタジオ	67	15	22.4%	10	14.9%		0.0%	48	55	67
16-イ 特定複合用途施設	2,404	1,134	47.2%	880	36.6%	48	2.0%	980	1,305	2,289
16-ロ 一般複合用途施設	285	46	16.1%	30	10.5%	2	0.7%	222	240	271
高層建築物	18	9	50.0%	6	33.3%	1	5.6%	3	6	11
計	8,309	4,597	55.3%	3,358	40.4%	223	2.7%	2,934	4,269	7,732

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨の表示をすることができる制度である。

(平成15年10月1日施行)

**防火対象物定期点検報告制度実施状況**

平成24年4月1日現在

		点検を要する防火対象物		点検基準適合防火対象物		認定用件適合防火対象物(特認認定)	
		1号(300人以上)	2号(特定1階段)	1号(300人以上)	2号(特定1階段)	1号(300人以上)	2号(特定1階段)
1-イ	劇場等	21		1		3	
1-ロ	集会場等	241	3	18		8	
2-イ	キャバレー等						
2-ロ	遊技場等	33	6	5	2	1	
2-ハ	性風俗関連						
2-ニ	カラオケボックス等	6	1	1	1		
3-イ	待合・料理店等		1				
3-ロ	飲食店	2	22				
4	百貨店・マーケット	154	24	24		15	
5-イ	旅館・ホテル	129	52	93	6	12	14
6-イ	病院等	38	10	7	1	3	1
6-ロ	社会福祉施設等	8	4	2		1	
6-ハ	老人デイサービスセンター等	18	5	2	2		
6-ニ	幼稚園等	7	1	3		1	
9-イ	蒸気浴場等	6					
16-イ	特定複合用途施設	276	85	33	5	17	2
	計	939	214	189	17	61	17

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は、次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して義務講習を実施しており、平成23年度は、404人(前年度は414人)の受講者があった。

**消防設備士試験**

		特	1類		2類		3類		4類		5類		6類	7類	合計	
		甲	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	乙	乙	甲	乙
23年度	受験者数	71	287	81	110	19	112	18	503	227	149	48	586	218	1,232	1,197
	合格者数	14	67	29	42	8	36	9	168	107	40	17	194	132	367	496
22年度	受験者数	99	283	84	113	20	112	29	541	227	172	49	653	227	1,320	1,289
	合格者数	18	149	42	70	12	61	18	356	163	105	31	399	160	759	825

## 2. 危険物の規制

### (1) 危険物施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

平成24年4月1日現在、危険物施設の総数は、3,093ヶ所で、これらのうち石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は、3,042ヶ所で全体の98.4%を占めている。  
(資料第41表参照)

### 危険物施設

各年4月1日現在

年	製造所	貯蔵所					取扱所				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
22	35	603	235	976	352	2,166	588	13	481	1,082	3,283	1,915
23	35	591	234	923	335	2,083	567	13	466	1,046	3,164	1,853
24	36	577	236	898	332	2,043	552	13	449	1,014	3,093	1,812

### (2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して保安講習を実施しており、平成23年度は729人(前年度は904人)の受講者があった。

### 危険物取扱者試験

		甲種	乙種							丙種	合計
			1類	2類	3類	4類	5類	6類	計		
23年度	受験者数	260	217	202	186	2,715	230	271	3,821	182	4,263
	合格者数	90	151	149	135	829	155	169	1,588	94	1,772
22年度	受験者数	291	186	235	243	2,840	231	249	3,984	396	4,671
	合格者数	100	115	173	166	1,087	164	165	1,870	176	2,146

### (3) 危険物施設に対する立入検査

県及び市町村が実施した危険物施設等に対する立入検査及び措置命令は、次のとおりである。

### 危険物施設に対する立入検査

	平成22年度			平成23年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	回数		施設数	回数	
製造所	20	20	0	22	22	0
貯蔵所	634	665	0	795	835	1
取扱所	321	346	1	473	496	0
計	975	1,031	1	1,290	1,353	1

### 3 火災予防運動

#### (1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間等を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

#### 全国火災予防運動

	期 間	統 一 標 語
秋季全国火災予防運動	11月9日～15日	『消すまでは 出ない行かない 離れない』
文化財防火デー	1月26日	
春季全国火災予防運動	3月1日～7日	『消すまでは 出ない行かない 離れない』
全国山火事予防運動	”	『忘れない 山への感謝と 火の始末』
車両火災予防運動	”	

#### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を収得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成24年4月1日現在、6団体に33組織が結成され、クラブ員数は2,297人である。  
(資料第42表参照)

#### (3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るため結成された組織で、平成24年4月1日現在、少年消防クラブは、3団体に4クラブ結成されており、クラブ員数は82人である。また、幼年消防クラブは、9団体に120クラブ結成されており、クラブ員数は8,082人である。  
(資料第43・44表参照)